# 平成 25 年度 第 2 回競争契約監視委員会 議事概要

日時: 平成 25 年 11 月 28 日(木) 9 時 30 分~12 時 00 分

場所: 成田国際空港株式会社 東京事務所

出席: (委員) 東京工業大学 長瀧重義名誉教授 (委員長)

白鷗大学法科大学院 鈴木孝之教授 (委員長代理)

日本大学法学部 藤村和夫教授 早稲田大学理工学術院 柴山知也教授

(NAA) 今田取締役、小澤執行役員(整備部長)、川上施設保全部長

岡本調達部長、松村法務コンプライアンス部長、松枝調達部付、

施設保全部、調達部、法務コンプライアンス部

#### 議事:

1. 開会の挨拶(省略)

#### 2. 契約状況等

法務コンプライアンス部及び調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	一般競争契約に関し、平成25年度において、これまでと比べ平均落札率が高い理由は	
	何か。	技術者の人件費等の高騰が原因となり、落札
	   公募型競争契約(工事)の「新照明整備作業	率が高くなったものと考えている。   従来は1社独占であったが、最近ライバル社
2	所配光測定装置設置工事」において、事前公	が出てきたため、従来から受注してきた社が効
	表された契約制限価格よりも大幅に低い見積	
	額が提示されている理由は何か。	ものと考えている。
	公募型競争契約(工事)の「貨物地区エプロ	当初、応募してきた2社の見積額が、ともに
3	ン照明灯柱架台等補修工事」について、不調	契約制限価格より高かったため、不調となっ
	後、どのような経緯で再公募したか。	た。これは、応募者とNAAとの間で、本件補修
		工事における足場の設置・撤去に関する施工
		方法の想定が異なっていたことが判明した。そ
		こで、NAAの積算上工法の想定を改めるととも

		,
		に、塗装工事を追加するなど発注内容を変更し
		て再公募を行ったものである。
	公募型競争契約(工事)の「1PTB 南棟到着	当初応募してきた唯一の社が、昇降機の規
	系施設拡張工事・昇降機(官)について、不調	格不一致という理由で見積りを辞退したため、
4	後、どのような経緯で再公募したか。	結果不調となった。そこで空港内で施工中の他
-		の昇降機会社にヒアリングを行ったところ、受注
		意欲を示した会社があったことから、再公募を
		行ったものである。
	公募型競争契約(設計)の「多機能施設新築	本件は既存の3施設を解体・撤去する作業
	他実施設計」について、当初は低い見積金額を	が含まれた設計である。当初、応募者2者はこ
	提示した2社が、価格交渉で見積りを辞退した	れらの解体・撤去の見積りを低く見積もってい
5	のはなぜか。	たが、価格交渉において、作業内容等を確認し
		たところ、認識違いが判明したため、見積りを辞
		退してきたものである。
	不調となったのち、再公募をかけるか、また	基本的には、不調後はまず、時間的余裕が
	は随意契約とするか、判断基準があるか。	あれば、再公募の可能性を模索している。その
		際、必要に応じて、応募条件の見直しなどを行
6		って、再公募している。しかし、再公募をしても
		応募者がないと見込まれる場合や、工期との兼
		ね合いで再公募をする時間がない場合には、
		随意契約をすることとなる。
	不調後、再公募をしても応募者がいないと見	当初の公募に限らず、競争に付しても申込者
	  込まれる場合に随意契約をする根拠として、調	がいないとき、または契約制限価格内の見積
	  達事務細則第40条の2第5項第2号「競争に	書等がなく不調になった場合に当該条項に該
	  付しても申込者がいないとき、または再度の見	  当すると解釈している。つまり様々なケースが
7	  積を徴収しても契約制限価格の範囲内の見積	あるが、公募して不調になった後、随意契約に
	  書等がなかったとき。」をあげているが、これに	移る場合には、すべて当該条項が当てはまるも
	  関してはこの条項で読み取れないのではない	のと解釈している。
	か。	
	随意契約(工事)の「P1 駐車場大型バス乗降	当初3社から応募があったが、3社とも見積
	  場屋根掛け工事」について、不調となった後、	を辞退してきたため不調となった。不調後応募
8	  随意契約に至るまでどのような経緯があったの	者3社にヒアリングしたところ、2社は技術者が
	か。	まわせなくなったこと等を理由に既に受注意欲
		はないとのことであったが、残り1社は価格は
		折り合わないものの唯一受注意欲を示してい
		た。そこで、契約制限価格の見直しを行い随意
		契約を行ったものである。
		74-7C 13 77C 047 C07 00

「航空照明整備作業所新築工事(建築・設 備)」において専任技術者は施工中現工事と本において、技術者の専任配置が義務付けられ 件工事の兼務を緩和条件に加えているが、当ていることから、最初の公募の条件では、全て 初の公募の際、条件として採用することはでき」専任技術者の配置を条件とした。しかし、建設 なかったのか。

建設業法上で下請け 3,000 万円以上の工事 業法の中の例外条項でそれぞれの工事対象に 一体性が認められる等一定の条件が整えば技 術者の兼任ができるという条項があることから 随意契約相手の選定時に打診したものである。

#### 3. 総合評価方式について

9

調達部及び整備部より、以下2件の工事概要及び契約方式について説明

- PTB50・60 番台固定ゲート増築工事
- 2PTB 連絡通路新設その 2 工事(建築)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	価格点は、契約毎に1点の重みを勘案しながら、決定するのか。	「PTB50・60番台固定ゲート増築工事」は、同時期に発注した「2PTB連絡通路新設その2工事(建築)」とのバランスを考慮し、1点の重みを
		決定した。
	「2PTB連絡通路新設その2工事(建築)」にお	
2	いて、工期を守れないことを欠格条項にしてい	
	るが、工期の遅れを相対的に技術点に取り入	った。
	れて評価する方法があったのではないか。	
	「入札辞退みなし」は初めてのケースだが、	応募要領の中で、当社が求める条件を満た
3	契約条項等はあるのか。	した技術資料を提出しない場合は入札辞退と
		みなすという条項がある。当社が求める条件の
		中には完成工期が含まれており、顧問弁護士
		からも、当該条項に基づき、入札辞退とみなせ
		るとの見解を得た上で決定したものである。

#### 4. 低見積調査について

調達部及び整備部より、以下 1 件の工事概要及び契約方式について説明

■ PTB 入場管理カメラシステム整備工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
	評価の方法のうち、ある「システム性能評価	評価項目のうち、足切り点を定めた評価項目
	項目において点が低くても、他の評価項目にお	において、足切りの点数に満たない場合は、不
1	いて点が高ければ、評価として成立するのか。	合格となる。しかし、それ以外の評価項目につ
		いては点数が低くても評価として成立すること
		になる。
	当該カメラシステムについて、前例はあるの	当該カメラシステムを使用して整備された前
2	か。	例はないと思われる。

## 5. 無効及び不調案件について

調達部及び施設保全部より、以下1件の工事概要及び契約方式について説明

■ 警備用連絡通報電話端末更新工事(集中指令)

委員からの質問・意見	
特になし。	

### 6. その他

法務コンプライアンス部より、以下1件について報告

- 組織改編について
- 7. 全体を通しての意見

委員からの質問・意見
NAA の競争契約に関しては、概ね適正に機能している

## 8. 閉会の挨拶(松村部長)

次回の委員会日時は未定。